

上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)

マイナンバー制度の趣旨

マイナンバー制度は、平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)に基づき、住民票を有するすべての方に対し、12桁の個人番号が付番され、各種行政手続に利用されることとなります。平成27年10月から制度が始まり、平成28年1月から個人番号の利用が始まります。

条例(案)制定の必要性

地方公共団体において、個人番号を独自で利用する場合又は同一地方公共団体内の執行機関(市長部局や教育委員会)への特定個人情報の提供を行う場合には条例を制定することとされています。

よって、本市において、番号法に規定されている社会保障・税・災害対策分野の事務(以下「法定利用事務」という。)以外において、番号法第9条第2項及び第19条第9号の規定に基づき、個人番号の利用、特定個人情報の利用及び提供を行うことに関し、条例で定めることにより執行機関内又はその他執行機関間での特定個人情報のやりとりを可能にする必要があるため、本条例(案)を制定するものです。

条例(案)の概要

趣旨(第1条)

番号法が制定されたことに伴い、本市においては、番号法第9条第2項に基づく個人番号の利用及び同法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する事項を規定します。

定義(第2条)

番号法の用語の定義に即し、条例の用語の定義を規定します。

市の責務(第3条)

市として、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、適正な取扱いを確保するとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施することを規定します。

個人番号の利用範囲(第4条)

番号法第9条第2項において、番号法別表第1に定める事務のほか、条例に定める事務で個人番号を利用することができることから、本市として独自に個人番号を利用する範囲を規定します。

《番号法第9条第2項》

地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて**条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる**。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

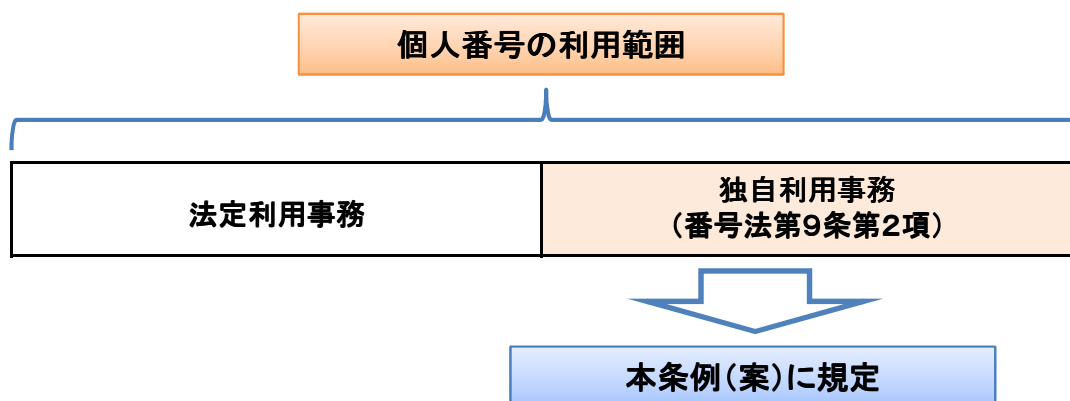
- 番号法第9条第2項において、条例で定める必要がある具体的内容は、以下のとおりです。
- (1) 番号法別表第1に掲げられていない事務において個人番号を利用する場合(独自利用事務)
 - (2) 同一機関内の複数の事務間で特定個人情報を利用する場合(庁内連携)

(1) 個人番号の独自利用事務

独自利用事務とは

→ 番号法第9条第2項の趣旨に基づき、番号法別表第1に掲げる事務以外で、個人番号を利用する事務です。

《個人番号の利用に関する法定利用事務と独自利用事務の関係》



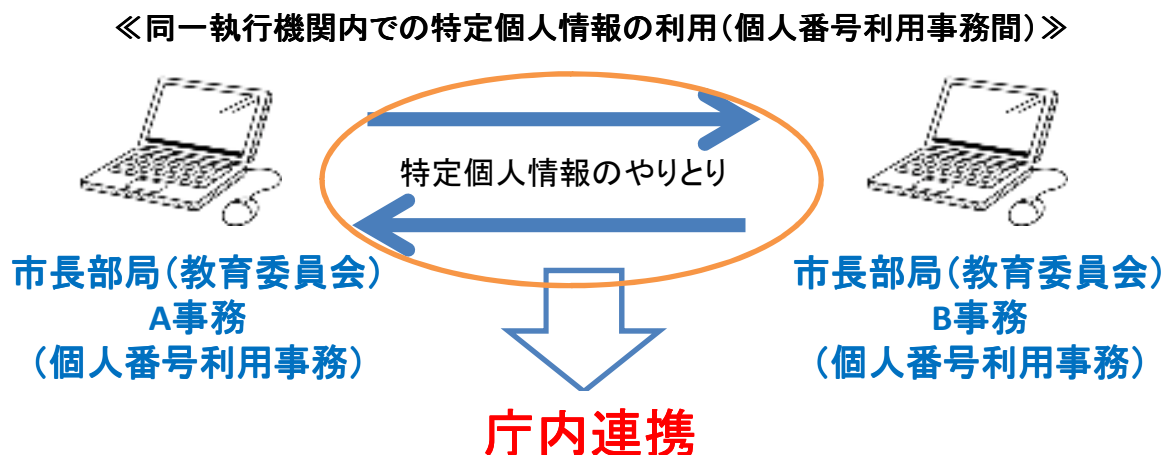
→ 本市において、番号法第9条第2項に規定する個人番号を独自で利用する事務は、別表1のとおりです。

(2) 庁内連携

庁内連携とは

→ 同一地方公共団体内における同一機関内での「複数事務」間の**特定個人情報**のやりとりのことです。庁内連携の対象となる事務は、法定利用事務及び番号法第9条第2項に規定する独自利用事務です。

《個人番号の利用に関する庁内連携について》



→ 本市において、庁内連携する事務は、別表第2のとおりです。

特定個人情報の提供(第5条)

番号法第19条において、原則同条各号に掲げる場合を除き、特定個人情報の提供が禁止されています。

しかし、地方公共団体においては、同条第9号の規定に基づき、地方公共団体が条例で定める場合に限り、特定個人情報を提供することができることから、当該特定個人情報の提供について規定します。

《番号法》

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

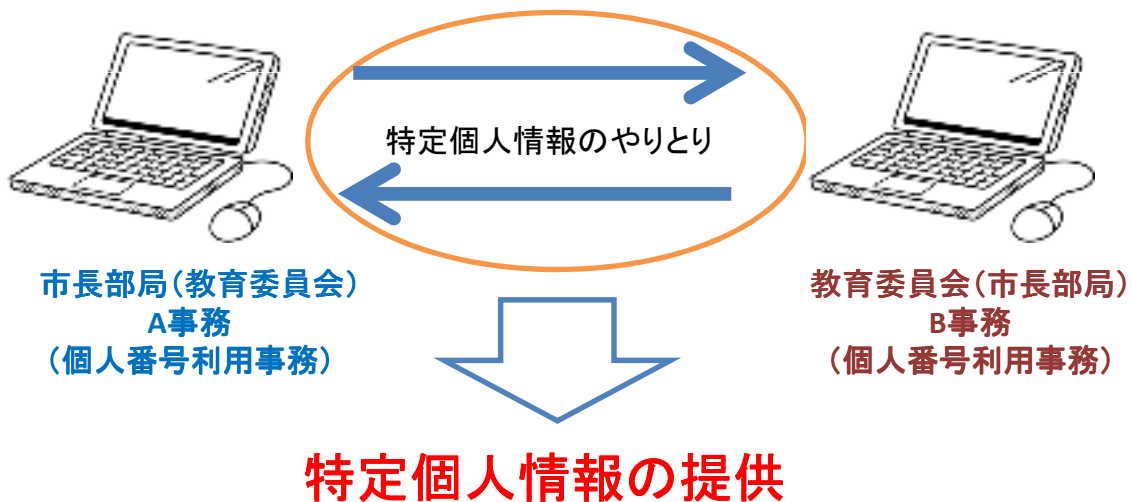
1～8 (略)

9 **地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。**

10～14 (略)

《他執行機関間における特定個人情報の提供について》

《他執行機関間での特定個人情報の利用(個人番号利用事務間)》



→ 本市において、番号法第19条第9号の規定に基づき、他執行機関間における特定個人情報の提供を行う事務は、別表第3のとおりです。

施行期日(第6条)

番号法において、個人番号の利用が平成28年1月1日から開始されることから、本条例(案)についても平成28年1月1日から施行する規定とします。